



答申 第 1 号
平成29年5月30日

南島原市長 松本政博 様

南島原市情報公開審査会
委員長 中原重紀



南島原市情報公開条例第17条第1項の規定に基づく諮問について
(答 申)

平成28年9月28日付、指令28南税第3号により諮問がありました事件について、
別紙のとおり答申いたします。

答 申

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る申立人（以下「申立人」という。）が、平成28年6月7日付で実施機関である南島原市長（以下「実施機関」という。）に対して行った各町の「納組収納率（平成27実績）」の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、同年6月16日付で実施機関が行なった公文書不開示決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

ただし、実施機関が適用した不開示理由の根拠は妥当性に欠けるため、再考する必要があると判断する。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分が違法、不当であることから、処分の取り消しを求めたものである。

2 審査請求の理由

申立人は審査請求を行う理由として、以下のとおり述べている。

（1）手続きすら誤っており無効であること

- ①上記の不開示決定は市長決裁を要するものであって、部長専決ではない。
- ②ところが、平成28年9月13日の一般質問の中で市民生活部長は、「部長決裁」と明言し、市長決裁を経ていないものであることが分かった。
- ③そもそも市民生活部長から請求者に対して「情報公開請求をしてください」と述べたにもかかわらず、その市民生活部長が専決で不開示決定をしたことの違法性は明白である。
- ④したがって、市民生活部長の専決という違法な手続きを経た決定であることが判明しており、そもそも無効な決定である。

（2）開示をしない理由、不備は明白であること

- ①南島原市長は「法令等の定めるところにより、公にすることができない」という理由だけを付記し、その根拠として、地方税法22条と地方公務員法34条のみを挙げている。
- ②そもそも、南島原市協働のまちづくり自治会補助金交付要綱に基づき、どの自治会にいくら支払ったかという実績の開示を求める請求と地方税法とは何らの関係もない。この点での理由不備は明白である。
- ③地方公務員法34条の記載に至っては意味不明である。
- ④上記交付要綱にしたがって、予算のうちどの自治会にいくら支払ったかということが、法令及び条例の何の除外事由にもあたらない。だからこそ、上記のような見当違いの根拠を挙げているとしか考えられない。

（3）上記補助金は、あくまでも自治会活動等に用いるためであること

- ①南島原市協働のまちづくり自治会活動補助金交付要綱は、市民のつながりを強め

るため、自主的かつ主体的に行う公共的で公益性の高い、さまざまなまちづくりを支援するという趣旨（要綱1条）である。

- ②また、あくまで、上記自治会の活動に対して、概算払(要綱7条)で支給するだけであり、その成果は報告書(要綱6条)で要求するのであるから、自治会活動のために行われたものか、南島原市による監査を当然に予定されているものである。
- ③他方、南島原市の上記処分では、概算払いであるにもかかわらず、あたかも自治会が自由に使ってよく、監査すらしないということにもなりかねない。
- ④上記支払目的を考えても、無制限の支払いを予定されたものではなく、他の予算と何ら変わらない。南島原市の挙げる不開示理由では、なぜ各自治会への補助金額すら明らかに出来ないのかという点の説明がまったくなされてない。

(4) 開示による弊害はないこと

- ①各自治体にいくらの補助金を支出し、あるいは何に使ったかは、補助金の性質上、当然に予定されているものである。
- ②南島原市は自治会に対し、活動内容、収支予算（精算）書まで提出させて、上記補助金の正当性を担保している、かかる支出の金額を開示することによる弊害はまったくないし、少なくとも南島原市は弊害を具体的に指摘できていない。

以上のとおり、審査請求の理由を述べている。

また、実施機関が示した不開示理由説明書に対する意見書においても、本件処分を取り消し、対象文書を開示すべきとする理由等について、本件処分に係る決裁区分の誤りや、対象文書に関連する市の補助金制度にも言及しつつ、処分の違法性、不当性を主張している。

第3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張を、平成28年6月16日付の公文書不開示決定通知書、平成28年10月21日付の不開示理由説明書を要約すれば、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件請求に係る対象文書は、南島原市情報公開条例第7条第6号の規定により、法令等の定めるところにより、公にすることができないとされる情報に該当する。法令根拠については以下のとおり。

(1) 地方公務員法第34条について

南島原市納税組合は、税に対する理解を深め、収納率の向上を図るために組織されたもので、合併前の旧町から組織をされ、納税通知書の配布、納税の推進や督促、市税の取りまとめをしており、また、自治会と併せてコミュニティの醸成に寄与している組織でもある。

現在の組合数は468組合、組合員戸数14,351戸で市内全世帯の76%が加入している。

組合員の中には個人的な事情等により、未納となっている方もおり、このような理由で納税組合の収納率が低くなっている組合も存在する。本件請求により、市内すべての納税組合の収納率を公開することで、これまできちんと納税している市民の抱く不公平感を助長し、収納率の低い団体について他自治会からの偏見や、自治会内での不協和音によりトラブルの発生や、市に対しての不信の念を引き起こすこ

ととなる。また、このような事態が発生すると、行政に対し非協力的になり、以後の行政の執行に支障をきたし、行政の目的達成に困難をきたす事を懸念し不開示とした。

(2) 地方税法第22条について

納税組合組織は、大きな組合は170戸余りで組織されている組合もあり、一方で小さな組合は2戸～3戸で組織されている組合も存在する。小規模組合では、当該組合の収納率を開示することで、滞納者の特定につながる可能性があることから、税事務の適正な遂行に著しい支障をおよぼす恐れがある事を懸念し、不開示とした。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査審議を行った。

- ①平成28年9月28日 諮問の受理
- ②同年10月21日 実施機関から不開示理由説明書を收受
- ③同年11月7日 審査請求人から不開示理由説明書に対する意見書を收受
- ④平成29年2月2日 審査会（概要説明及び審査）
- ⑤同年5月9日 審査会（審査）
- ⑥同年5月30日 答申

第5 審査会の判断

1 本件処分の違法性について

審査請求人が平成28年9月15日付の公文書開示審査請求書において、本件処分の違法性、不当性を主張しているため、この点について言及する。

(1) 決裁等の手続き

審査請求人は、本件処分を行うにあたって市長決裁で行うべきところを所管部長である市民生活部長の専決で行っていることから手続上の違法を主張している。

本件処分にかかる決裁区分の瑕疵は本審査会の審査の対象ではない。

(2) 不開示理由の根拠

実施機関は、条例第7条第6号に規定する法令等を地方公務員法34条及び地方税法22条の2つを挙げている。前者は公務員の守秘義務、後者は税情報の秘密についての規定についての規定であるが、審査請求人の主張のとおり、本件において、これらの根拠をもって不開示の理由とするには疑義が生ずる。

この問題については、「2. 本件処分の妥当性（1）条例第7条第6号該当性」で後述することとする。

(3) 審査請求人のその余の主張

審査請求人は、公文書開示審査請求書において、対象文書を基にして算出される自治会に対する補助金についてのあり方にも言及しているが、当該主張は、その内容自体には妥当性はあるものの、本件処分の審査の対象ではない。

2 本件処分の妥当性

(1) 条例第7条第6号該当性

実施機関は、不開示の根拠として条例第7条第6号を適用し、その中で、根拠となる法令に地方公務員法第34条及び地方税法第22条を挙げている。

地方公務員法第34条は、当該規定の趣旨は地方公務員の服務規律の確保を目的とするものであり、「秘密を漏らす」に係る規定は、服務規律に反しないことが明確な行為をも禁じているものではない。

したがって、条例の規定に基づいて文書を開示する行為は、地方公務員法第34条第1項にいう「秘密を漏らす」行為には該当しないといえる。

また、地方税法第22条は、税務調査等に関する事務に従事している、またはしていた者が、当該事務に関して知り得た秘密を漏らした場合の罰則についての規定である。本件請求に係る対象文書は各町の「納組収納率（平成27実績）」であり、その内容には組合ごとの全体調定額及び、全体収納額、全体未納額が記載されているが、これらは地方税に関する調査に関する事務に関して知り得たものとは必ずしも言い難いので、本規定を根拠とするには疑義が生じる。

(2) 条例第7条第4号力該当性

条例第7条第4号力は、不開示情報として「市の機関若しくは国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの」と規定している。

本件の場合、実施機関が行う税事務の1つとして、納税組合制度に関する事務があり、当該事務に係る文書である納税組合ごとの収納率表を公表することは、市民に行政に対する不信感を抱かせることのほか、収納率の低い組合かつ小規模組合においては、既に公になっている納税組合の戸数一覧表と照合することで、未納者の特定につながることを予想できる。

これらの理由から、対象文書を公開することは、今後の市の税事務の執行にあたって、その事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

したがって、実施機関が不開示とした根拠は、当該規定を適用するのが妥当であると判断した。

(3) 条例第8条該当性

条例第8条の規定は、対象文書に不開示情報及びそれ以外の情報が併せて記録されている場合において、不開示情報の部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を失わない程度に合理的に分離できるときは、当該不開示情報が記録されている部分を除いて、当該公文書を開示しなければならないと規定されている。

本件の場合、2～3戸で構成される納税組合の収納率を開示してしまうことで、その世帯または未納者が特定されてしまう恐れがあるが、それ以外の大規模な納税組合にあっては、世帯または未納者の特定につながる可能性は低いといえる。このことから、一つの開示方法として、開示対象文書から小規模納税組合を除き、大規模納税組合のみを開示することも考えられる。

しかしながら、小規模納税組合はその構成戸数が流動的であり、何戸をもって小規模納税組合とするかなどの基準を設けることは困難である。加えて、これまで南島原市が運営してきた納税組合制度の実情や地域性を鑑みると、例え大規模納税組

合であっても、当該組合の収納率を開示してしまうことは、市民の行政に対する不信感を抱かせ、今後の税事務の遂行に支障を来すことが予測できる。

よって、本審査会においては、本条例第8条にいう部分開示が可能な情報はないと判断した。

(4) 以上の検討の結果、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。